

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年8月14日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：マラウイ 担当：農村開発部  
案件名：農業政策モニタリング評価

1 契約予定期間：2013年10月中旬～2014年3月下旬

2 参加要件

海外における政策のモニタリング評価に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月28日から2013年8月30日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月28日から2013年9月2日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年9月13日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：9月下旬

(5) 契約交渉：10月上旬

5 業務の目的

マラウイ国の農業は、GDPの約35%、外貨獲得の約80%を占める基幹産業の一つである。国家中期開発戦略である「マラウイ成長開発戦略」（Malawi Growth and Development Strategy: MGDS、2011-2016年）における9つの優先分野の一つにも、農業・食糧安全保障が掲げられており、農業セクターは国家開発における柱である。

マラウイ国農業セクターにおいては、管轄省庁である農業・食糧安全保障省（Ministry of Agriculture and Food Security: MoAFS）が主管し農業セクターワイドアプローチ（Agriculture Sector Wide Approach: ASWAp）（2010～2014年）が実施中である。ASWApは2010年4月に署名された包括的アフリカ農業プログラム（Comprehensive Africa Agriculture Development Programme: CAADP）に沿った農業開発戦略として位置づけられている。本文書においては、重点分野として「食料安全保障・リスク管理」「商業的農業・農産品加工・市場開発」「持続可能な土地・水管理」が挙げられており、セクター内での年率6%以上の経済成長を目指すとともに、国家財政予算の10%以上を農業セクターに配分するとしている。なお、ASWApは2011年9月に最終版が公表され、JICAを含む開発パートナーは、協調してASWApに沿った支援を展開していくことを合意している。

ASWApが対象とする分野は、主管のMoAFS以外にも、水資源・灌漑省、環境・気候変動省天然資源・環境・エネルギー省、産業・貿易省など多岐にわたっており、効率的かつ効果的なASWApの実施・展開には、関連省庁との調整・連携が不可欠である。また、ASWApの実施においてはMoAFS内で技術部門を統括する統括局がASWAp事務局として機能し、全体の調整や運営管理が行われている。関連ドナーや民間セクター、NGO等の農業セクター関係者との協議・調整の場としてはセクター作業部会（Sector Working Group: SWG）、各重点分野については技術作業部会（Technical Working Group: TWG）が設置されている。なお、JICAは農業セクターのモニタリング評価に関するTWGの副議長を務めている（議長はマラウイ国政府）。

ASWApの実施促進においては、MoAFSの農業セクターにおけるモニタリング評価の枠組みの構築及びモニタリング評価実施の強化が不可欠である。これまで、他の開発パートナーの支援で農業統計、統計に基づく政策分析、食料安全保障および栄養に関する指標の収集に対する支援が行われているものの、MoAFS及び関係省庁の関係者のモニタリング評価に係るマンパワー・資金・能力は十分ではない。現在、ASWApモニタリング・評価マスタープランを作成中であるが、指標については合意が形成されつつあるものの、具体的な実施・運用方法については十分検討されていない。データ収集・分析・報告を含むモニタリング評価能力強化を図るとともに、ASWApの成果を評価するためのモニタリング評価システムの構築支援および運用能力強化を行うことが必要である。

また、モニタリング評価の枠組み構築及びモニタリング評価実施は先述のモニタリング評価TWGの枠組みの中でASWApに沿った形で実施される。TWGは、政府、市民社会、開発パートナー、農民組織、及びプライベートセクターのメンバーから構成されており、ASWApに関わる様々なアクターの協議の場となっている。現在、モニタリング評価TWGは食料安全保障と栄養技術事務局（TechSec）のデータ収集機能を継承しているが、収集したデータの政策への反映検討など、TWGの本来のTORに示されるより広い範囲の機能を持つことが期待される。また、モニタリング評価の枠組みの中での政府とTWGの機能と役割についての整理が必要である。

本業務は、MoAFSのASWApの実施促進に向け、国内外の事例やマラウイ国内のその他セクターについての情報収集を行い、政府関係者及びTWG参加者とともにマラウイ国農業セクターの現状に即したモニタリング・評価の枠組みを検討・提案するとともに、MoAFSの職員の能力強化を図ること、またTWGの運営を支援し、もってモニタリング・評価の円滑な実施に資することを主な目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域及び機関：

- ア 対象地域：マラウイ全土
- イ 対象機関：農業・食糧安全保障省 農業計画サービス局

(2) 業務内容

- ア カウンターパート（C/P）機関である農業・食糧安全保障省農業計画サービス局と共にマラウイ国農業セクターの現状に即したモニタリング・評価の枠組みと運用・実施方法を検討する。
  - (ア) マラウイ国が現在有しているモニタリング・評価制度とその運用状態並びに課題について、ASWAp関連の他省庁、モニタリング・評価TWG及び他関連TWGのメンバー、政府地方部局、開発パートナーからの聴取を通じて調査する。
  - (イ) マラウイ国で実施されている他セクターSWAp及び他国で実施されているASWApにおけるモニタリング・評価枠組みと運用状況、及びマラウイ国に反映すべき教訓について調査する（他国ASWApの調査はデスクレビューを想定）。
  - (ウ) CAADP、MDGS、JSR（Joint Sector Review）などASWApの上位にある政策枠組みのモニタリング・評価の枠組み、及びMoAFSの上位政策枠組みへの報告義務・内容とM&E枠組みから得られる情報との関連について調査する。
  - (エ) 上記、調査内容の分析を政府C/Pと共に実施し、C/Pによる関係者の合意形成及びモニタリング・評価枠組みの改善、運用方針・実施方法の形成を支援する。上記の提案を反映させたASWApモニタリング・評価マスタープランの改定版の見直しをC/Pと共に行う。
- イ マラウイ国全土における適切なモニタリング・評価枠組み・仕組みの開発
  - (ア) アの成果に基づき、ASWAp モニタリング・評価制度の詳細な運用の手引きの作成を支援する。運用の手引きには指標とターゲット、データ収集の方法、サンプリングの仕方、報告書ひな形、報告方法も含むが、各ステークホルダーの既存のモニタリング・評価プロセスに十分配慮する。
  - (イ) 情報管理システムの概要の作成を支援し、月例、4半期、年次報告書などの報告様式・内容の定型化を支援する。
  - (ウ) モニタリング・評価情報管理のために必要なハード面、ソフト面でのインプットの特定制を支援する。
  - (エ) モニタリング・評価 システム改定、改良の頻度と責任者の特定制を支援する。
  - (オ) 政府の意思決定過程において、成果管理に役立つような情報を提供できるようなモニタリング・評価の枠組みになるよう支援する。
- ウ ASWAp モニタリング評価実施のための能力強化計画の作成
  - (ア) モニタリング・評価マスタープラン実用化のための実施計画をC/Pと共に作成する。
  - (イ) モニタリング・評価マスタープラン実施にあつたての、能力ギャップや技術支援の必要性の調査を支援する。
  - (ウ) 上記の調査に基づき、モニタリング・評価枠組みに関与するすべての組織に対する、OJTと研修を組み合わせた能力強化計画の作成を支援する。
- エ 農業モニタリング・評価TWGの運営を支援する。
  - (ア) 現在のTWGの状況について、C/Pやメンバーからの聞き取りを通じて情報を収集する。
  - (イ) マラウイ国で実施されている他セクターSWApにおけるTWGの役割と運用状況、及びマラウイ国に反映すべき教訓について調査する。
  - (ウ) (ア)にて収集された情報をC/Pと共に分析し、今後のTWGに求められる機能と責任をC/P、TWGメンバーと共に協議する。
  - (エ) 上記の協議内容に基づき、TWG活動に関するアクション・プラン（AP：Action Plan）の作成を支援する。
  - (オ) 作成されたAPをTWGにて発表する。メンバーからのコメントがある場合にはそれを取りまとめ、反映させた上で最終化させる。
  - (カ) APに基づいて事務局のTWG運営能力強化への働きかけを行う。

7 成果品等

- ア インセプション・レポート（2013年11月上旬）
- イ 業務完了報告書（ASWAp M&E Master Plan 改訂版、M&E運営ガイドライン、M&E 能力強化計画、TWG活性APを含む）（2014年2月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア モニタリング・評価（評価対象予定者）
- イ TWG運営指導

9 特記事項

ASWAp実施中のマラウイにおいては、各分野ごとにTechnical Working Group(TWG)が構成され、マラウイ政府と各ドナーが協働して農業開発の方向性を検討している。その中で案件実施の十分な成果を出すため、非常に高い語学力を持ち、幅広い関係者との協議・調整能力とその経験を有する人材が求められる。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。

